

【確定】

令和5年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月5日(火) 13時30分
- 2 場 所 目黒区総合庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 審議委員18人(定数21人 欠席3人)
 - ア 被保険者代表(6人)
積田委員、井出委員、小谷田委員、三輪委員、長南委員、小杉委員
 - イ 療養担当者代表(4人)
渡邊委員、清水委員、川上委員、寺田委員
 - ウ 公益代表(6人)
西崎委員、岸委員、山村委員、川原委員、三木会長、岡田会長職務代行
 - エ 被用者保険等代表(2人)
池田委員、河久保委員
 - オ 欠席者(3人)
奈良橋委員、吉田委員、菅牟田委員
 - (2) 区 側 6人
区長、区民生活部長、国保年金課長、国保年金課管理係長、同課特定保健指導係長、同課管理係職員1名
- 4 議 題
目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 5 配付資料
 - (1) 令和5年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第
 - (2) 諮問文(写し)
 - (3) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料
 - (4) 目黒区国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画 第3期データヘルス計画(令和6年度～11年度)(案)
 - (5) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿
 - (6) 答申文(写し) ※会議終了時に委員に配付
- 6 会議次第(会議の結果と主な発言)
 - (1) 区長あいさつ
 - (2) 諮問
諮問文を区長から会長に手渡し
※諮問後、区長は所用により途中退席。
 - (3) 議題
目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

【確定】

説 明：資料に基づき事務局（国保年金課長）から説明

質疑応答：なし

採 決：「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
賛成者多数（全員賛成）により、原案を可とする。

(4) 答申

答申文を会長から区長（代理：区民生活部長）に手渡し

(5) 報告

報告事項：以下のとおり

- ・関係法令の改正に伴う令和6年度国民健康保険事業の主な変更点について
- ・目黒区国民健康保険特定健康診査等実施計画・データヘルス計画の改定について
- ・目黒区国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）の計画変更
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

説 明：上記について国保年金課長から資料に沿って説明。

質疑応答：以下のとおり

【質疑】

●A委員

- 1 保健指導対象者の中には、対象者になったことで自身が重い病気であると誤った認識を持ったまま医療機関を受診する人が毎年いる。その都度医療機関でも説明はしているが、保健指導や特定健康診査の意味や概要などをもっと丁寧に説明してほしい。
- 2 令和7年9月末日に保険証が完全廃止とのことであるが、廃止は現実的なのか。現在、昨夏に比べてマイナ保険証での受診者が激減している。国民の間でマイナンバーカードへの信頼性が揺らいでいるためである。また、マイナ保険証を利用すると医療機関では受診者のこれまでの診療履歴を全て見ることができる。診療する側としては有益だが、受診者の中には知られたくない履歴もあるかと思う。受診者は医療機関が診療履歴を全て確認できることを知っているのか。マイナ保険証を利用するに当たり注意すべき点であるが、説明が行き届いていないように感じる。

○国保年金課長

- 1 現場の状況を勘案しながら適切に対応していきたい。
- 2 法律では今年12月2日の廃止が決定している。ただし、昨年9月に一斉交付した被保険者証については有効期限の令和7年9月末までは利用できるため、それ以降にマイナ保険証への切り替えとなる予定である。マイナ保険証への信頼性については、マイナ保険証を利用することにより受診に際して正確な診療情報が確認できるなどのメリットについてしっかりと周知していく。診療履歴の医療機関への情報の提供については本人の同意が必要であるため、提供しないという選択もできるということを周知し、受診者が安心して利用できるよう努めていく。

【確定】

●A委員

- 1 受診者からマイナ保険証を出されたときに、医療情報の提供について同意すると、医療機関側から診療履歴が全て閲覧できることについての案内は必要か。

○区民生活部長

- 1 医療機関の受診履歴の閲覧については、システム上で情報の提供についての同意の有無を受診者に選択してもらうため、医療機関での案内は必要ないと考える。なお、マイナポイント施策の際にマイナンバーカードの取得率はかなり伸びたが、現在は伸び悩んでいる。区全体では70%程度の方が取得している。マイナンバーカードの取得と被保険者証を紐づけるかどうかは別の問題であるが、紐づけ誤りなどの問題もあるため、各個人が慎重に判断すべきことであることをマイナンバーの所管も周知しているところであり、今後も注意喚起は行っていく予定である。

(6) その他（事務局からの連絡事項）

次の2件について説明（資料なし）

- ア 第31期委員については本年4月30日で満了となる。次の第32期委員の選出については再任を前提としている。再任とならない方にはこれまでのご協力に感謝するとともに、再任となる方は引き続きよろしくお願い申し上げたい。
- イ 次回の開催予定については被保険者証の廃止に伴う条例改正事項があるため、夏頃を予定している。

以 上